

平成22年度事業計画書

財団法人 日本法制学会

はじめに ～創立百周年にむけて～

法制学会は3年後の平成25年(2013年3月)、年度では2年後の平成24年度に創立百周年(1913年3月創立)を迎えます。

今日の世界と日本は大きな変化が起きています。この変化に、これまでの制度やしくみでは充分に対応できなくなっているもとで、また改革の試みも確かな方向性が見えない模索の中で、政治や社会が不安定化する傾向を一段と強め、社会的な不安やリスクが増大しています。

こうした中であって、本会の事業である長期展望に立った研究助成事業や次世代を育成する奨学金事業は、今日の社会にとって大切な事業になっています。

さらに本会がこの間、取り組んできた社会的な不安やリスクに対応する事業は社会的な要請とも相まって、活動の基盤を広げています。

第一の災害リスク分野では災害ボランティア活動事業が発展し、今日では日本最大規模の組織となり、その影響力を広げています。第二の財政・金融リスク分野ではリーマンショック以後、高度な金融リスク管理の研究事業が新たに動きだしています。第三の健康リスク分野では国立がんセンター・がん予防検診・研究センターに協力するがん予防活動事業が始まっています。

これらの事業は時代のニーズに応じて社会状況に対応するものであり、公益法人にしかできない事業となっています。創立百周年を迎える本会の伝統を守りながら、次ぎの百年に向けての新たな礎を築くことが今、求められています。

第1章 公益目的事業

1、学術及び科学技術の振興を目的とする事業

(1)財政・金融・金融法制研究基金の事業

①研究助成金事業

- ・募集方法 昨年11月より全国の大学・大学院への募集要項送付及びインターネット上での掲載により、公募を実施しました。
- ・応募件数 3月の締切りまでに20件の応募がありました。
- ・選考方法 3月18日に基金選考委員会(委員長 保田博)を開催しました。
- ・選考結果 選考委員会において6件、合計額で280万円(別紙参照)の推薦が決定しました。

推薦にもとづき平成22年度の研究助成先を本月の理事会にて決定します。

②奨学金支給事業

- ・募集方法 東京大学、一橋大学、早稲田大学、慶応義塾大学、中央大学の5つの法科大学院を指定校とし、各大学内において公募を実施します。
- ・選考方法 各大学で選考し、各大学より1名の推薦を予定しています。
- ・予算計画 2百万円とし、5名を予定します。
推薦にもとづき平成22年度の奨学金支給者を5月の理事会にて決定します。

(2)調査研究事業

①行財政、金融に関する調査研究事業

- ・行財政研究会を設置して、実施している研究事業を継続します。
- ・予定する研究事業は次のとおりです。
テーマ 高度な金融リスク管理の研究
- ・金融リスク管理研究会（座長吉野直行、慶応義塾大学経済学部教授）による研究活動を引き続き支援します。

②京浜臨海部の再編整備に関する調査研究事業

- ・安全都市調査会を設置して、実施している事業を継続します。
- ・研究事業は次のとおりです。
テーマ 羽田新滑走路と国際ターミナル完成と京浜臨海部における今後の再編整備の進め方

③防災に関する調査研究事業

- ・内閣府の防災教育チャレンジプラン事業に協力します。
- ・21世紀防災・危機管理研究所と共同して、防災研究を行います。

(3)知識の普及啓発を図る事業

①先端科学技術の普及・啓発の事業

- ・川崎市主催のサイエンス&テクノロジーフォーラム2010に協力します。

②研究成果の出版する事業

- ・専門的な学術的研究調査に関する成果の出版に協力します。

2、ボランティア活動支援を目的とする事業

(男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業)

(1)災害救援ボランティア活動事業

災害救援ボランティア推進委員会による防災活動を事務局団体として、引き続き活動を支援します。また日本宝くじ協会に助成申請し、災害救援ボランティア活動支援事業を行います。

(2)がん予防検診普及・向上の活動支援事業

がんをがんがん減らすボランティアの会の活動を事務局団体として、引き続き活動を支援します。

第2章 公益目的に関係する事業活動

1、出版事業

・既存の出版物の販売と専門学術書の出版を行います。

2、受託事業

- ・先端科学技術の普及・啓発の事業を予定します。
- ・防災に関する事業を予定します。
- ・その他、本会の事業に関連した事業を計画します。

第3章 運営に関する重要事項

1、公益財団法人への移行の件

本財団は理事会決定にもとづき「公益財団法人」への移行を基本方針とし、次年度の平成23年度移行をめざして、今年度中に必要な手続きを行います。

2、役員の内

(1)役員選考の内

本年5月理事会において理事の改選があります。また評議員については別府誠一評議員の死去に伴う補充等を予定しています。

4、職員に関する規則の内

役員を除く職員、臨時職員の雇用、再雇用を健康管理上、満70歳を上限とする現行の内規を明文化します。

5、事務体制

(1)事務体制

平成22年度の事務体制は次のとおりです。

事務長	1名	理事長兼務
部長	1名	災害救援ボランティア推進委員会担当
職員	4名	
協力職員	2名	外部からの派遣職員
アドバイザー	1名	

第4章 平成22年度予算

1、予算状況と今後の計画

高金利時代の米国債が昨年11月にトリガー条項にもとづく繰り上げ償還を迎え、新たにドル建ての債券を購入しましたが、平成22年度からは財産運用収入は今までの米国債の約半分となる予定です。

この事態を想定した予算を平成21年度よりすでに開始してきましたが、平成22年度段階では、まだ基礎収支は赤字予算を組まざるを得ませんが、平成23年度までには基礎収支を黒字にする計画となっています。

2、平成22年度予算案は別紙のとおりです。

(1)収入の部

収入は、約1億4百万円です。

(2)支出の部

事業活動の支出は、約1億1千2百万円です。

(3)当期収支差額

収支差額は約8百万円のマイナスです。このマイナス分は平成21年度に生み出した余剰分により補てんする計画です。

(4)投資活動

現在保有の債券が償還される場合には、新たに金融商品を購入します。

事業に直接関係のない余剰な資産の売却を検討し、条件があえば売却します。

(5)財務活動

現在、借入金はありません。また新たな借入金も予定しません。

以 上

文部科学省の指導（平成 22 年 12 月 28 日付文書及び平成 23 年 1 月 5 日口頭）にもとづき、平成 22 年度事業計画書に下記の事項を追加する。

第 4 章 平成 22 年度予算

3、その他重要事項

(1)理事長報酬の件

役員報酬規程第 4 条の 2 「理事長の月額報酬と年額は、理事会が額を決定する」にもとづき今年度の理事長報酬を下記のとおりとする。

月額は■■■■■円、年額は 1350 万円以内とする。

(2)内部留保の件

内部留保を適正水準の 30%程度以下にするために以下の処理を行う。

- 一、長期貸付金については貸付先と協議し、一括返済させる。
- 一、投資有価証券については投資先と協議し、投資を終了する。
- 一、ゴルフ会員権については
 - ・北海道ゴルフ倶楽部は平成 18 年 5 月 11 日に東京地方裁判所に民事再生手続開始の申立てを行い、受理されているので資産査定をゼロとする。
 - ・社団法人湯河原カントリー倶楽部は平成 10 年 11 月以降は会員権の相場がつかない状況が続き、平成 18 年 4 月 1 日より会員権譲渡不可に改めたことにより市場価値がなくなったので資産査定をゼロとする。

以上により平成 23 年度中に内部留保を適正水準の 30%程度以下にする。

(3)収支予算書の組み替えの件

平成 23 年度予算書については、公益法人の新会計基準にもとづき組み替えるとともに一部補正を行う。